

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新宿区長

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務		
	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から国保資格に関する異動届出等を受理 (2) 住民登録システムを使用し世帯・住所情報等を取得・確認 (3) 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における資格情報を取得・確認 (4) 国保情報トータルシステムを使用し資格情報を入力・管理 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から各種証の交付（再交付）申請を受理 (2) 国保情報トータルシステムを使用し資格情報を確認 (3) 各種システムを使用し所得情報を取得・確認 (4) 国保情報トータルシステムを使用し各種証の交付判定・作成（交付）・履歴管理 (5) 被保険者証・高齢受給者証の一斉更新 3. 療養給付、附加給付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保総合システムを使用し診療報酬明細（レセプト）情報を受理 (2) 国保総合システムを使用し診療報酬明細（レセプト）情報の内容を点検・審査 (3) 診療報酬等の支払 (4) 被保険者等から各種給付に関する申請を受理 (5) 各種システムを使用し資格情報を確認 (6) 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における給付情報を取得・確認 (7) 各種給付の支給決定及び被保険者等への通知・支給 (8) 国保情報トータルシステムを使用し給付情報を入力・管理 (9) 医療費通知・ジェネリック差額通知 4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から一部減額・減免の申請を受理 (2) 各種システムを使用し資格情報を確認 (3) 一部減額・減免の決定及び被保険者等への通知 5. 滞納者に対する療養給付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受理 (2) 各種システムを使用し資格情報を確認 (3) 療養給付費の充当決定及び被保険者等への通知・支給 6. 保険料の賦課（計算）に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から保険料の減額・減免に関する届出・申請を受理 (2) 各種システムを使用し資格情報を取得・確認 (3) 国保情報トータルシステムを使用し保険料を賦課（計算）・管理 (4) 被保険者等へ納入通知書・納付書等を送付 7. 保険料の徴収に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等が保険料を納付 (2) 国保情報トータルシステムを使用し収納情報を入力・管理 (3) 被保険者等へ納付証明書を交付、口座振替済通知を送付 (4) 各種システムを使用し滞納処分情報を取得 (5) 被保険者等へ督促状・催告書を送付 (6) 被保険者等から徴収に関する届出・申請を受理 (7) 各種システムを使用し滞納処分等を判定・決定 (8) 被保険者等へ徴収に関する通知等を送付 <p>※ 特定個人情報等の流れについては、別添1を参照</p>		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国保情報トータルシステム
②システムの機能	<p>1. 被保険者資格管理機能 被保険者等からの取得・喪失に関する届出内容等を入力・記録する。 住民登録システムから世帯・住所等を取得する。</p> <p>2. 保険証等作成管理機能 被保険者等の資格・所得情報より、各種証の出力を判定し作成・交付履歴を記録する。</p> <p>3. 療養給付等支給管理機能 国保総合システムからの診療報酬明細（レセプト）情報及び被保険者等からの給付申請内容を入力・記録する。 記録された給付情報から高額療養費等の計算・支給決定判定を行い、支給履歴等を記録・管理する。</p> <p>4. 保険料賦課管理機能 被保険者等の資格・所得情報より、世帯の保険料を賦課（計算）し納入通知書・納付書を出力する。 税務システムから所得情報を取得、被保険者等からの申告による所得情報を入力・記録する。</p> <p>5. 収納情報管理機能 被保険者等からの納付内容を入力・記録する。 保険料・納付の情報より、収納状況を判定し滞納情報等を記録・管理する。</p> <p>6. 中間サーバー用情報作成機能 国保情報トータルシステムに記録されている情報より、番号法による情報提供に必要な中間サーバー用の特定個人情報を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名等システム
②システムの機能	<p>1. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名等システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する。</p> <p>3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する。</p> <p>4. 他業務システム連携機能 他業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、国保情報トータルシステム)</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するするために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。</p> <p>4. 団体内統合宛名等システム接続機能 中間サーバーと団体内統合宛名等システムとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

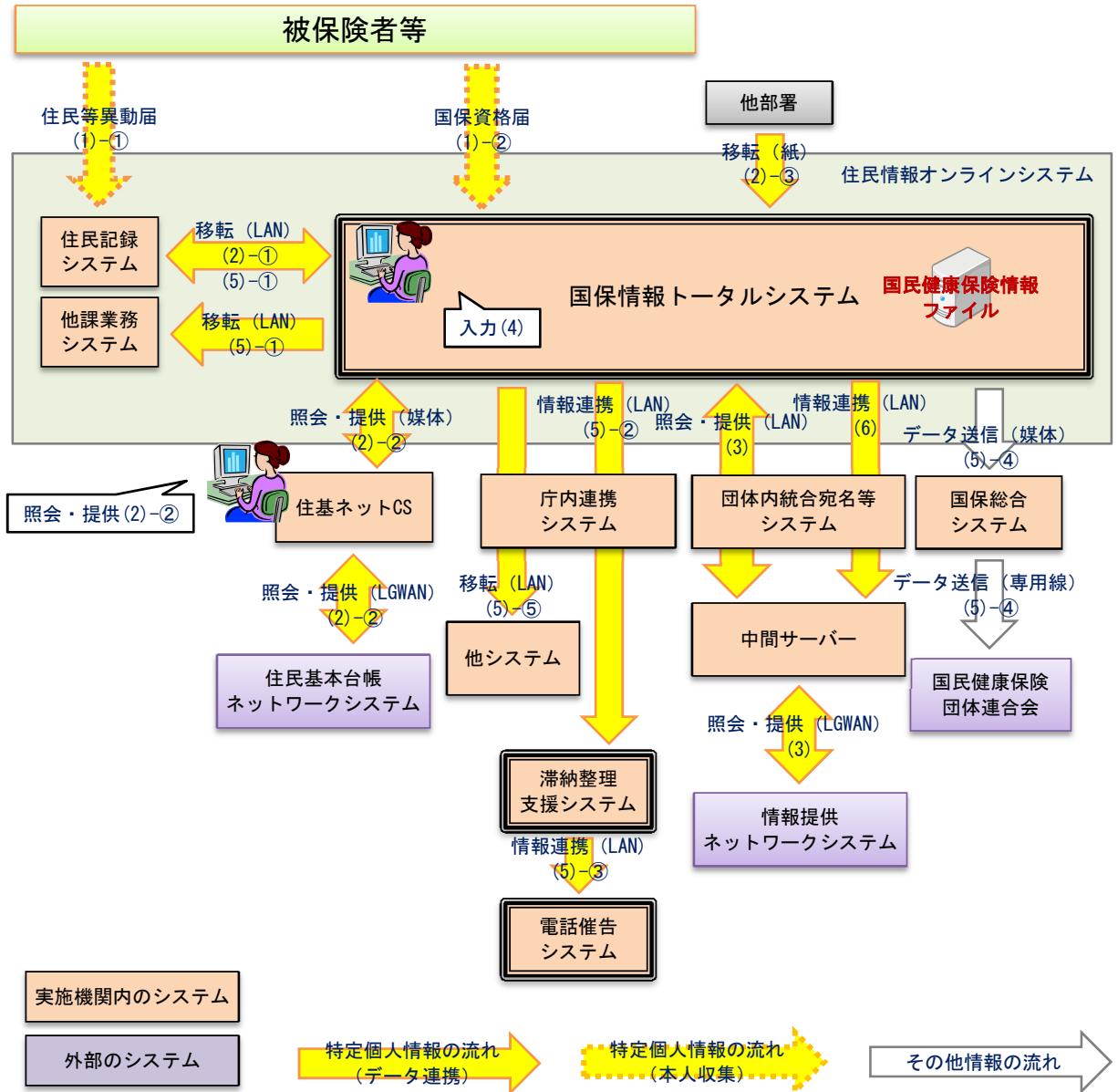
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（コミュニケーションサーバー）
②システムの機能	<p>1. 機構への情報照会機能 全国サーバーに対して、住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>2. 本人確認情報検索機能 端末において入力された4情報の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 （住基GWサーバー）</p>
システム5	
①システムの名称	滞納整理支援システム
②システムの機能	<p>1. データ連携機能 国保情報トータルシステム及び電話催告システムと賦課・収納・滞納処分・電話催告に関するデータについて日々連携する。</p> <p>2. 滞納処分業務管理機能 滞納処分に関する情報を記録・管理する。</p> <p>3. 帳票出力機能 納付書・催告書・短期被保険者証・被保険者資格証明書及び差押調書等滞納処分関連帳票を出力する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 （電話催告システム）</p>
システム6	
①システムの名称	電話催告システム
②システムの機能	<p>1. データ連携機能 滞納整理支援システムと賦課・収納・滞納処分・電話催告に関するデータについて日々連携する。</p> <p>2. 電話催告業務管理機能 電話催告対象者の抽出・進捗状況を記録・管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 （滞納整理支援システム）</p>

システム7	
①システムの名称	国保総合システム
②システムの機能	<p>1. 診療報酬明細（レセプト）情報連携機能 医療機関より東京都国民健康保険団体連合会（以下この評価書において「国保連合会」という。）へ提出のあった診療報酬明細（レセプト）情報を連携する。</p> <p>2. 診療報酬明細（レセプト）情報点検機能 区に設置された専用端末を使用して診療報酬明細（レセプト）情報を確認・点検、軽微な修正が可能なほか、点検結果を国保連合会へ送信する。</p> <p>3. 統計資料等作成・出力機能 診療報酬明細（レセプト）情報より療養給付費に関する統計資料等を作成・出力する。</p> <p>※ 当該システムは、国保連合会が管理・運用 ※ 国保連合会と専用端末とは、専用線により接続 ※ 国保情報トータルシステムとは、電子記録媒体を使用しデータ連携</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム8	
①システムの名称	住民記録システム（「既存住民基本台帳システム」と同義）
②システムの機能	被保険者等の住民記録情報（個人番号・住所異動・世帯状況等）を検索・確認する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国保情報トータルシステム、住基GWサーバー、証明書自動交付システム)</p>
システム9	
①システムの名称	税務情報トータルシステム（「税務システム」と同義）
②システムの機能	被保険者等の所得情報を検索・確認する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国保情報トータルシステム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>国民健康保険に関する事務の各種申請書において、個人番号が記載されるようになるため、個人番号を用いて被保険者等の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険に関する事務を適切・円滑に行う。</p> <p>また、情報提供ネットワークを使用し国や他自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者等が申請時に提出している各種証明書等を省略することで行政手続きを簡略化し、被保険者等の利便性の向上を図る必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>◆これまで窓口等で提出・提示が求められていた関係書類の省略が図られることで、国民健康保険の手続きにおける被保険者等の負担軽減及び利便性の向上が得られる。</p> <p>◆他機関への情報照会により、資格・所得・給付に関する情報が的確かつ効率的に把握することが可能となり、事務の効率化が図られ、より適正な国民健康保険制度の運営へつながる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第24条 3. 番号法第9条第2項に基づく条例（制定予定）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号別表二</p> <p>【情報提供の根拠】（情報提供者に「医療保険者（それに類するもの）」が含まれる項 1・2・3・4・5・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・88・93・97・ 106・109・120 【情報照会の根拠】（情報照会者が「市区町村」で国民健康保険に関する事務の項 42・43・44</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部医療保険年金課
②所属長	医療保険年金課長 小沢 健吾
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務

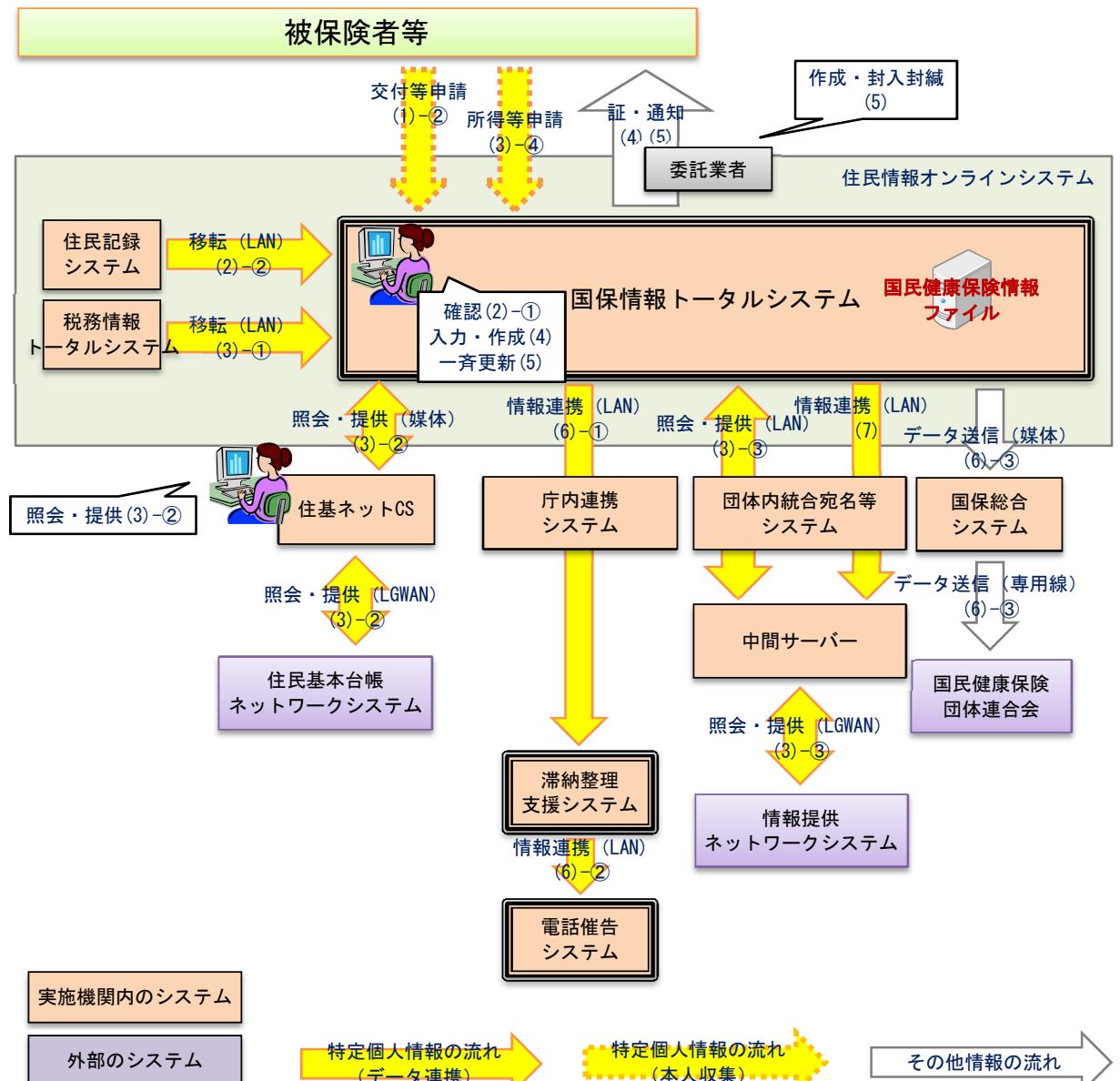


(備考)

- (1)-① 被保険者等から国保法第9条第14項に規定されている住民異動（転入・転出など）の届出を受ける。
※ 住民基本台帳法に基づく届出をすることで、資格異動の届出とみなされる。
- (1)-② 被保険者等から資格異動の届出を受ける。
- (2)-① 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得(移転)する。
- (2)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから前住所地等での世帯・住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-③ 他部署から介護・障害・生保情報の提供（移転）を受ける。
- (3) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での資格情報を取得する。
- (4) 取得した情報より、国保情報トータルシステムで職員が国保資格情報を入力する。
- (5)-① 住民情報オンラインシステム上の他課業務システムへ資格情報を提供（移転）する。
- (5)-② 庁内連携システムを経由し、滞納整理支援システムへ資格情報をデータ送信する。
- (5)-③ 滞納整理支援システムから電話催告システムへ資格情報をデータ送信する。
- (5)-④ 国保総合システムを使用し、国保連合会へ資格情報をデータ送信する。
※ 国保情報トータルシステムから国保総合システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
- (5)-⑤ 庁内連携システムを経由し、他システムへ資格情報を提供（移転）する。
- (6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ資格情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務

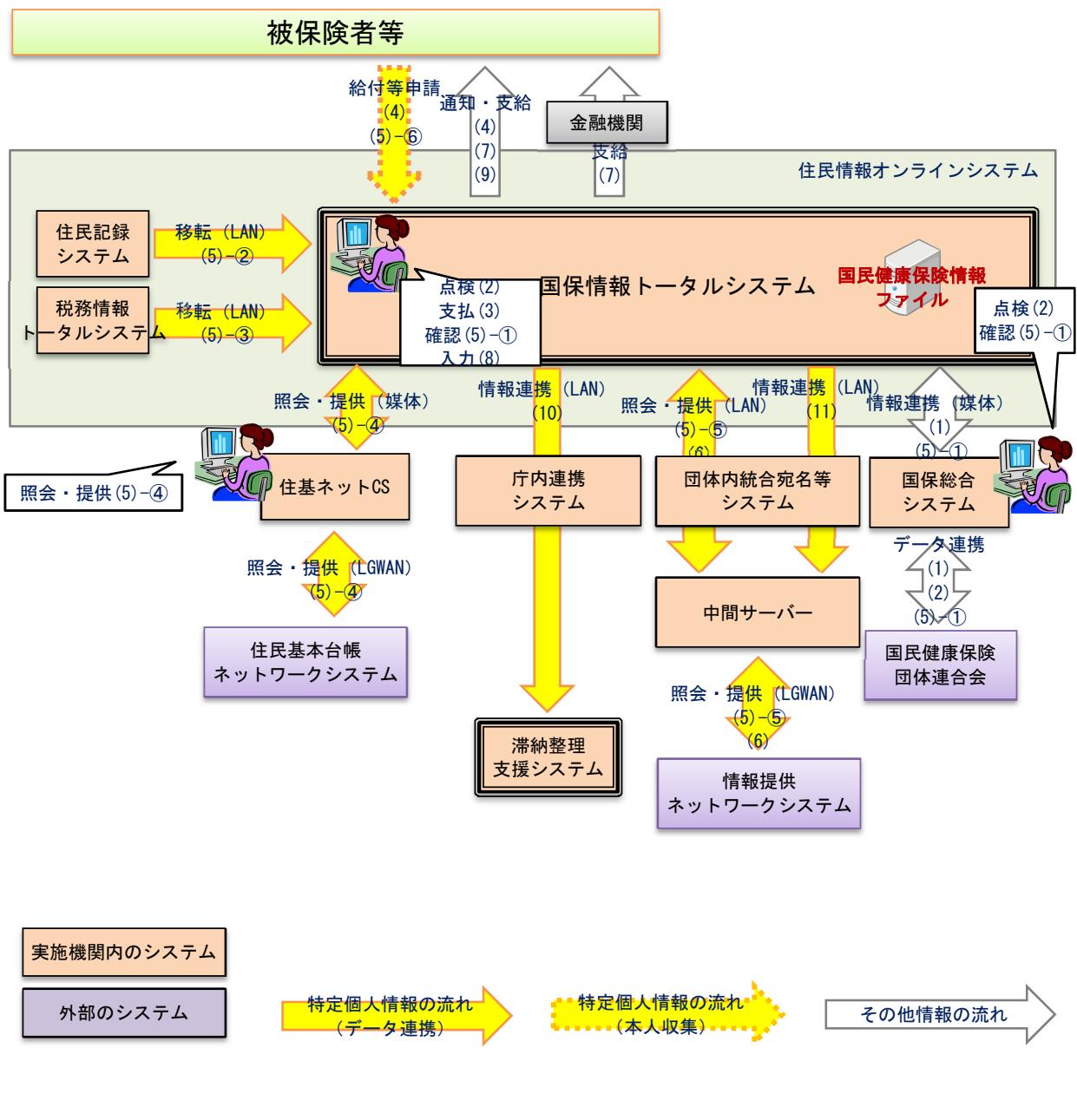


(備考)

- (1) 被保険者等から被保険者証・給付関連証の交付（再交付）申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う交付申請については、資格異動の届出により申請があつたものとみなす
- (2)-① 国保情報トータルシステムにより、資格・収納情報を確認する。
- (2)-② 住民登録システムから世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。
- (3)-① 税務情報トータルシステムから所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- (3)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (3)-③ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (3)-④ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
- (4) 取得した情報を職員が国保情報トータルシステムに入力する。
各種証の交付を判定し、職員が国保情報トータルシステムで証を作成した後、被保険者等へ交付・通知する。
※ 原則として郵送による交付（本人確認がとれる場合に限り窓口交付も可）
- (5) 次の証について、一斉更新を処理する。
- 被保険者証（隔年8月）
国保情報トータルシステムで交付データを作成し、委託業者が証を作成・送付
 - 短期証・資格証明書（毎年8月）、高齢受給者証（毎年7月）
国保情報トータルシステムで証を作成し、委託業者が封入封緘・送付
 - その他給付関連証（毎年7月）
国保情報トータルシステムで更新通知を作成し、送付
※ 証の作成・交付は、上記(1)～(4)と同じ
- (6)-① 庁内連携システムを経由し、滞納整理支援システムへ被保険者証等情報をデータ送信する。
- (6)-② 滞納整理支援システムから電話催告システムへ被保険者証等情報をデータ送信する。
- (6)-③ 国保総合システムを使用し、国保連合会へ被保険者証等情報をデータ送信する。
※ 国保情報トータルシステムから国保総合システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
- (7) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者証等情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

3. 療養給付、付加給付に関する事務

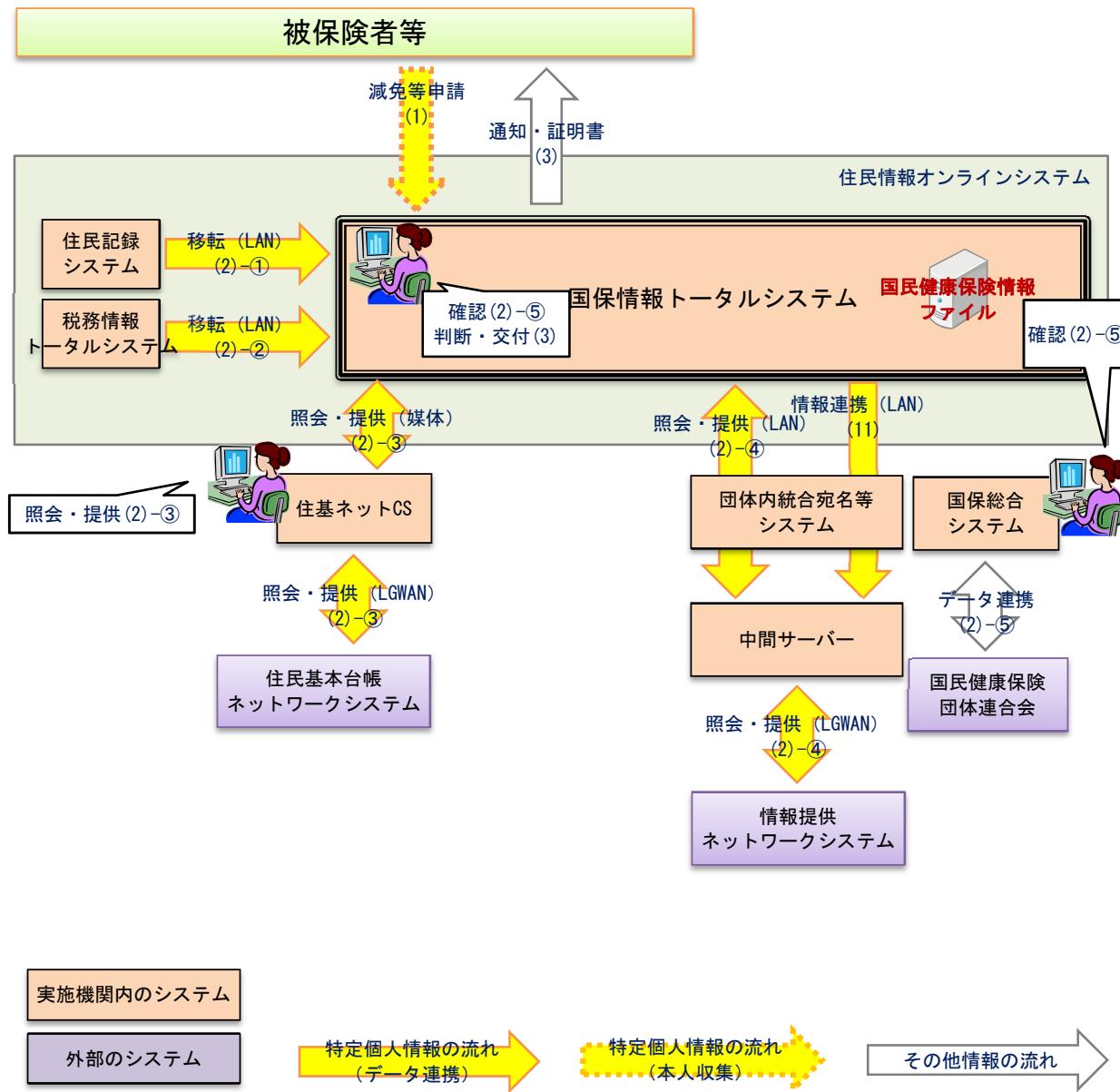


(備考)

- (1) 国保総合システムを経由し、国保連合から審査後の診療報酬明細（レセプト）データを受け取る。
※ 国保総合システムから国保情報トータルシステムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
- (2) 国保情報トータルシステム及び国保総合システムにより、診療報酬明細（レセプト）を点検・審査する。
- (3) 国保連合会に対し診療報酬等を支払う。
※ 医療機関へは、国保連合会から診療報酬等が支払われる
- (4) 被保険者等から療養給付・付加給付に関する申請を受ける。
※ 高額療養費・高額介護合算療養費については、事前に国保情報トータルシステムで作成した勧奨通知を送付
- (5)-① 国保情報トータルシステム及び国保総合システムにより、資格・収納・給付・受診情報等を確認する。
- (5)-② 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。
- (5)-③ 税務情報トータルシステムから所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- (5)-④ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (5)-⑤ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (5)-⑥ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
- (6) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での給付情報を取得する。
- (7) 取得した情報より支給・不支給を判定し、被保険者等に通知・支給する。
※ 原則として口座振替による支給
- (8) 国保情報トータルシステムで職員が給付情報を入力する。
- (9) 被保険者等に医療費通知・ジェネリック差額通知を送付する。
※ 医療費通知は、国保総合システムで作成
※ ジェネリック差額通知は、国保連合会で作成
- (10) 庁内連携システムを経由し、滞納整理支援システムへ給付情報をデータ送信する。
- (11) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務

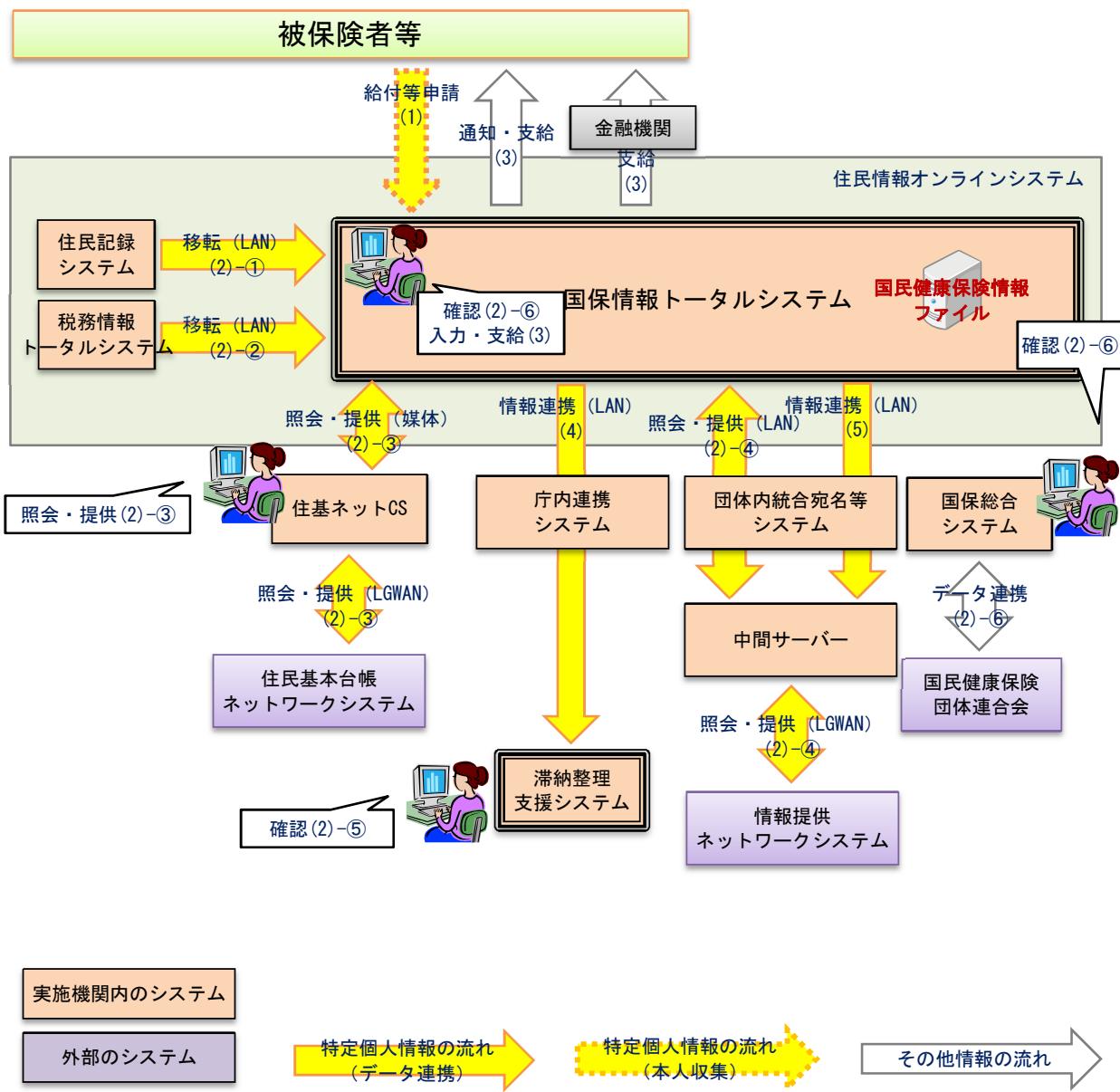


(備考)

- (1) 被保険者等から療養給付に関する一部減額・減免の申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得（移転）する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムから所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 国保情報トータルシステム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より承認・不承認を判断し、被保険者等に通知・証明書を交付する。

(別添1) 事務の内容

5. 滞納者に対する療養給付に関する事務

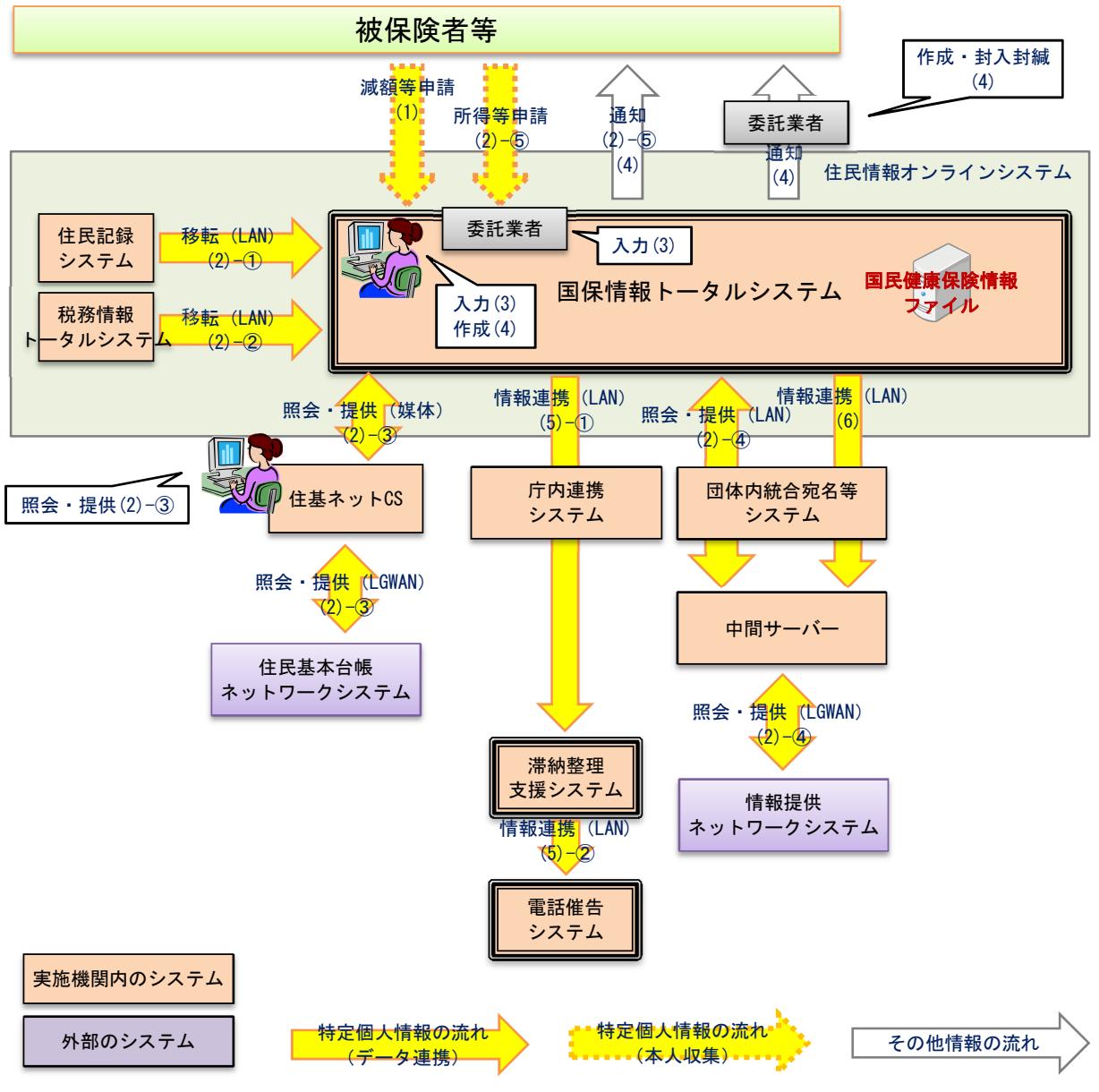


(備考)

- (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得(移転)する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムから所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 滞納整理支援システムで収納(滞納)状況情報を確認する。
- (2)-⑥ 国保情報トータルシステム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より国保情報トータルシステムで職員が給付情報を入力する。
- (4) 取得した情報より療養給付の充当・支給を判断し、被保険者等に通知・支給する。
※ 支給となった場合、原則として口座振替による支給
- (5) 庁内連携システムを経由し、滞納整理支援システムへ給付・収納情報をデータ送信する。
- (6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付・収納情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

6. 保険料の賦課（計算）に関する事務

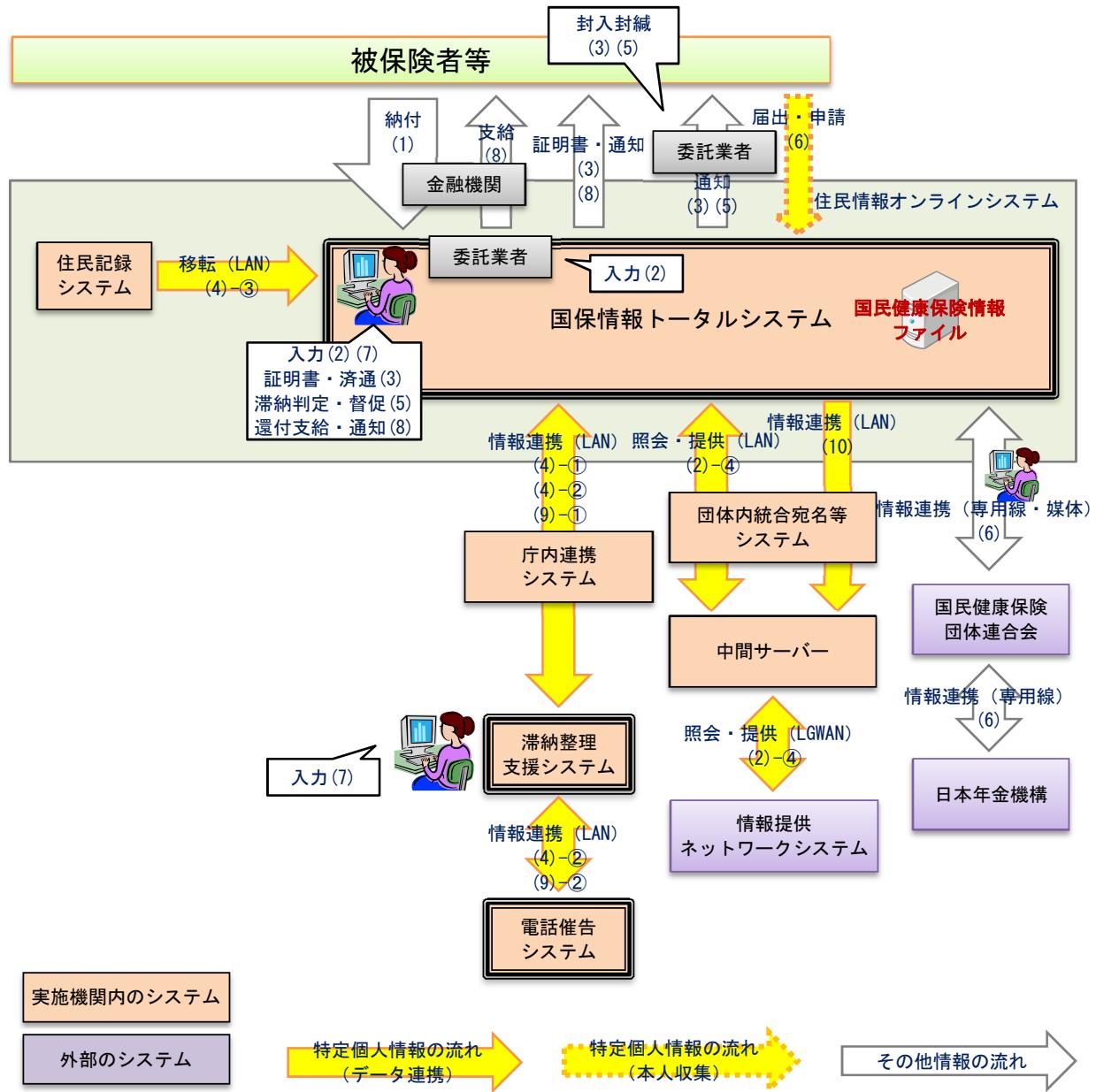


(備考)

- (1) 被保険者等から保険料減額・減免に関する届出・申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う賦課については、届出・申請を要しない
- (2) -① 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。
- (2) -② 税務情報トータルシステムから所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- (2) -③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2) -④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の資格・所得情報を取得する。
- (2) -⑤ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
※ 所得情報不明者に対しては、国保情報トータルシステムで作成した勧奨通知を年2回送付
- (3) 取得した情報を国保情報トータルシステムに入力し、保険料（減額・減免判定含む）を計算する。
※ 通常時は職員が入力し、当初算定（毎年6月）に関連する場合は委託先が入力
- (4) 被保険者等に納入通知書・納付書及び減免承認・不承認通知を送付する。
※ 国保情報トータルシステムで納入通知書・納付書データを作成し、委託業者が出力・封入封緘
※ 年金特別徴収者に対しては、仮徴収額のお知らせも年1回送付
- (5) -① 庁内連携システムを経由し、滞納整理支援システムへ賦課情報をデータ送信する。
- (5) -② 滞納整理支援システムから電話催告システムへ賦課情報をデータ送信する。
- (6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ賦課情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

7. 保険料の徴収に関する事務



(備考)

- (1) 次の方法により、被保険者等が保険料を納付する。
 - 区役所（医療保険年金課・特別出張所）窓口での納付書納付
 - 金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジでの納付書納付
 - 口座振替納付
 - 年金特別徴収
- (2) 国保情報トータルシステムに職員又は委託業者が収納情報を登録（入力）・管理する。
※ 過誤納金が発生した場合、被保険者等へ還付・充当通知を送付
- (3) 被保険者等に納付証明書を交付、口座振替済通知を送付する。
※ 納付証明書は、被保険者等からの申し出により国保情報トータルシステムで作成
※ 国保情報トータルシステムで口座振替済通知を作成し、委託業者が封入封緘
- (4)-① 滞納整理支援システムから処分情報を取得する。
- (4)-② 滞納整理支援システムを経由し、電話催告システムから催告情報を取得する。
- (4)-③ 住民記録システムから住所情報等を取得（移転）する。
- (5) 取得した情報より滞納状況等を判定し、被保険者等に督促状・催告書を送付する。
※ 国保情報トータルシステムで督促状・催告書を作成し、委託業者が封入封緘
- (6) 被保険者等から還付・徴収方法・徴収猶予等に関する申請を受ける。
※ 年金特別徴収については、日本年金機構から対象者データを受け取る
 - ⇒ 国保連合会を経由し専用線で接続された専用端末で受け取る
 - ⇒ 専用端末と国保情報トータルシステム間は、電子記録媒体でデータ受渡し
- (7) 取得した情報を国保情報トータルシステム及び滞納整理支援システムに職員が入力する。
国保情報トータルシステム及び滞納整理支援システムにより、還付・徴収方法・処分を判定・決定する。
※ 還付・徴収方法は、国保情報トータルシステムで対応
※ 処分（時効判定・不納欠損も含む）は、国保情報トータルシステム及び滞納整理支援システムで対応
- (8) 被保険者等に還付通知・処分通知等を送付する。
※ 還付に関しては、原則として口座振替により支給
- (9)-① 庁内連携システムを経由し、滞納整理支援システムへ収納・滞納処分情報をデータ送信する。
- (9)-② 滞納整理支援システムから電話催告システムへ収納・滞納処分情報をデータ送信する。
- (10) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ収納・滞納処分情報を登録する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
国民健康保険情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）		
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () 		
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◆その他識別情報 個人を正確に特定するため ◆4情報 本人確認及び各種証・通知を作成し送付するため ◆連絡先 被保険者等に対し資格・給付・収納に関する問い合わせをする必要があるため ◆その他住民票関係情報 資格・賦課・給付・収納に関する事務を適正に行うため ◆地方税関係情報 保険料賦課・給付割合等を適正に計算・判定するため ◆健康・医療関係情報 療養給付に関する事務を適正に行うため ◆医療保険関係情報 資格・賦課・給付に関する事務を適正に行うため ◆年金関係情報 保険料の年金特別徴収に関する事務を適正に行うため 		
全ての記録項目	別添2を参照。		
⑤保有開始日	平成28年1月1日（予定）		
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課		

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課) [<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、日本年金機構) [<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) [<input type="radio"/>] 民間事業者 (他医療保険者) [<input type="radio"/>] その他 (国保連合会)												
②入手方法		[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)												
③入手の時期・頻度		<p>◆紙による入手 被保険者等からの届出・申請を受けた都度</p> <p>◆専用線による入手 診療報酬明細(レセプト)情報は、毎月中旬 年金特徴関連情報は、毎月下旬・年次(5月下旬)</p> <p>◆庁内連携システムによる入手 住民記録情報に異動があった場合は、日次 税務情報に異動があった場合は、週次・年次(6月上旬) 調査が必要となった都度</p> <p>◆情報提供ネットワークシステムによる入手 調査が必要となった都度</p> <p>◆住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 調査が必要となった都度 ※一括調査(週次)の場合、電子記録媒体を使用して国保情報トータルシステムとデータ授受</p>												
④入手に係る妥当性		国民健康保険に関する事務においては、被保険者等から情報を入手することが原則となっているが、他部署・他機関で入手した情報を的確かつ効率的に入手することで、遅延なく適切な国民健康保険事務が遂行できるため、必要に応じて様々な方法により情報を入手している。 ・資格関連は、日々異動が発生するものであることより、都度・日次による入手 ・賦課・給付関連は、月単位での決定処理であることより、都度・週次・月次による入手 なお、国民健康保険法第9条14項(住民基本台帳法に基づく届出によるみなし)以外については、被保険者等の届出による入手が原則となっている。												
⑤本人への明示		入手については、国民健康保険法施行規則・新宿区国民健康保険条例・新宿区国民健康保険条例施行規則に届出・申請事項として明示されているほか、番号法・住民基本台帳法及び番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(制定予定)に明示されている。 また、使用目的等は、窓口における口頭や各種通知により説明している。												
⑥使用目的 ※		国民健康保険法の規定に基づく、被保険者等の資格管理・被保険者証等の交付管理・療養給付の支給管理・保険料賦課・保険料徴収・滞納処分管理を適切に行うため。												
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>健康部医療保険年金課、地域文化部戸籍住民課及び各特別出張所</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1) 10人未満</td> <td style="vertical-align: top;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="vertical-align: top;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="vertical-align: top;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	—	使用部署 ※	健康部医療保険年金課、地域文化部戸籍住民課及び各特別出張所	使用者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1) 10人未満</td> <td style="vertical-align: top;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="vertical-align: top;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="vertical-align: top;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
変更の妥当性	—													
使用部署 ※	健康部医療保険年金課、地域文化部戸籍住民課及び各特別出張所													
使用者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1) 10人未満</td> <td style="vertical-align: top;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="vertical-align: top;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="vertical-align: top;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満													
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満													
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上													

⑧使用方法 ※	<p>1. 被保険者等の資格・保険証等管理 被保険者等からの届出等において個人番号等を入手し、住民登録システムによる本人・世帯・住所情報の確認の際に使用する。 保険証等の作成（交付）において記録されている資格・所得情報を使用する。</p> <p>2. 療養給付の管理 資格・所得情報により給付割合等を判定するほか、他保険者における給付状況の照会・情報提供において資格・給付情報を使用する。 世帯の給付情報より高額療養費・高額介護費合算療養費等を計算・判定し支給する。</p> <p>3. 保険料賦課・収納の管理 資格・所得情報により保険料を算定し、納入通知書・納付書等を発行する。 賦課・収納情報により収納状況を確認し、滞納がある場合には督促状・催告書を発行する。</p>
情報の突合 ※	<p>情報の真正性・正確性を確保するため、情報入手時には個人番号カード及びその他本人確認書類により突合を行うほか、住民番号・記号番号・氏名・生年月日をもとに検索する内容と突合を行う。</p> <p>また、国保情報トータルシステム内での処理では、記号番号・住民番号により既存保有情報との突合を行う。</p>
情報の統計分析※	<p>国民健康保険の健全な運営を図るため、加入・給付・賦課・収納に関する状況を調査し基礎資料を作成するための統計分析を行う。</p> <p>ただし、特定の個人を判別しうるような情報の統計分析は行わない。</p>
権利利益に影響を与える決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険資格の決定 ◆被保険者証及び各種給付関連証の交付決定 ◆保険給付の受給決定 ◆保険料の決定 ◆保険料滞納に対する処分決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	<p>[委託する] <選択肢> (6) 件</p> <p>1) 委託する 2) 委託しない</p>
委託事項1	滞納整理支援システムのソフトウェア保守業務
①委託内容	滞納整理支援システムのソフトウェア保守、制度改正等に伴う改修、運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの一 部] <選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◆滞納整理支援システムでは、国民健康保険料が賦課された者全員が管理対象となっているため ◆滞納整理支援システムを安定的に稼働させるには、専門知識を有している必要があるため
③委託先における取扱者数	<p>[10人未満] <選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[専用線] [電子メール] [電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[フラッシュメモ リ </p> <p>[紙]</p> <p>[○] その他 (システムの直接操作)</p>
⑤委託先名の確認方法	新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名	株式会社シンク

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2		電話催告システムのソフトウェア保守業務	
①委託内容		電話催告システムのソフトウェア保守、運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
	その妥当性	◆電話催告システムでは、国民健康保険料が賦課された者全員が管理対象となっているため ◆電話催告システムシステムを安定的に稼働させるには、専門知識を有している必要があるため	
	③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名		東日本電信電話株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		電話催告センター電話催告業務	
①委託内容		電話催告システムを使用した次の業務 ・電話による納付及び資格届出に関する案内 ・納付書及び催告書の作成及び封入封緘 ・システムへの対応内容及び経過の入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の範囲 ※	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部 ◆電話催告システムでは、国民健康保険料が賦課された者全員が管理対象となっているため ◆正規職員を徴収（滞納処分）事務に専念させ、国民健康保険料の未納者に対する電話催告等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となるため	

③委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社ヒューマンプラス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		給付関連情報データ入力業務	
①委託内容		高額療養費・療養費・特別療養費支給申請書及び不当利得情報のパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一 部]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の 数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部	
	その妥当性	◆療養給付を受けた被保険者等の一部が高額療養費・療養費・特別療養費・不当利得の対象となるため ◆申請書等情報を電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要であるため	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項5		所得情報データ入力業務	
①委託内容		簡易申告書及び税照会回答書のパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一 部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の 数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部	
	その妥当性	<p>◆被保険者等のうち、入国初年の外国人や収入が少なく税申告の必要がない被保険者等が簡易申告の対象となるため</p> <p>◆申告書等情報を電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要であるため</p>	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[専用線] [電子メール] [電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [フラッシュメモ リ] [紙] [その他 ()]	
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ	
再 委 託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6		収納情報データ入力業務	
①委託内容		納付書及び還付請求書のパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一 部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の 数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部	
	その妥当性	<p>◆被保険者等のうち、納付書による納付や過払いによる還付が発生したや被保険者等が対象となるため</p> <p>◆納付書及び還付請求書等情報を電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要であるため</p>	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[専用線] [電子メール] [電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [フラッシュメモ リ] [紙] [その他 ()]	
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。	

⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[<input checked="" type="radio"/> 提供を行っている (23) 件	[<input type="radio"/> 移転を行っている (5) 件
[<input type="checkbox"/> 行っていない]			
提供先1		厚生労働大臣	
①法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第2 (第1項)	
②提供先における用途		健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		被保険者等の資格情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		新宿区国民健康保険の被保険者 (擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)	
⑥提供方法		[<input checked="" type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/> 専用線
		[<input type="checkbox"/> 電子メール	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/> 紙
		[<input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
提供先2		全国健康保険協会	
①法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第2 (第2項)	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		新宿区国民健康保険の被保険者 (擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)	
⑥提供方法		[<input checked="" type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/> 専用線
		[<input type="checkbox"/> 電子メール	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/> 紙
		[<input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	

提供先3	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第3項）	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先4	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第4項）	
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先5	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第5項）		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
提供先6	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第17項）		
②提供先における用途	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

提供先7	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第22項）	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先8	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第26項）	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先9	市長村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第27項）	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先10	社会福祉協議会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第30項）	
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先11	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第33項）	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第39項）	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先13	市町村長又は国民保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第42項）	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先14	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第58項）	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先15	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第62項）	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先16	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第80項）	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先17	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第87項）	
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先18	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第88項）	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先19	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第93項）	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・収納情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先20	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第97項）	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先1	戸籍住民課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10号の住民票の記載事項	
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条10号に規定されている住民票の記載事項	
③移転する情報	被保険者等の資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先2	生活福祉課・保護担当課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先3	高齢者医療担当課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先4	介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先5	障害者福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先6	今後、番号法第19条第9号に基づき条例で定めた都度追記する。	
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 （ ）</p>	
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><国民健康保険情報ファイル> セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けうことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でVTSへ保管</p> <p><申請書等の紙媒体について> 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて> 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p>												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[定められていない]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはない。ただし、原則、国保資格喪失後5年を経過した特定個人情報については、国保情報トータルシステムの機能にて消去している。 (隔年作業)													
③消去方法		<p><国民健康保険情報ファイル> 原則、国保資格喪失後5年を経過した特定個人情報については、国保情報トータルシステムの機能にて消去する。 ※VTSのバックアップファイルは、処理に応じて曜日・月次・年次で上書き保存されており、必要に応じて国保情報トータルシステムの機能にて消去</p> <p><申請書等の紙媒体について> 外部業者による溶解処理により廃棄する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて> 特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考														
—														

(提供先21～)

提供先21	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第106項）	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第109項）	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先23	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2（第120項）	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先24	今後、番号法第19条第9号に基づき条例で定めた都度追記する。	
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

資格情報（世帯）				
記号番号	資格証世帯区分	世帯区分	マル退世帯区分	普擬表示
全喪フラグ	番号取得日	番号喪失日	介護世帯区分	適用除外世帯区分
弁明書発送日	弁明書返戻日	弁明書公示日	弁明書送達日	弁明の期限
弁明日	弁明の事由	弁明有効期限	特別事由申出日	特別の事由
特別有効期限	短期証止日	短期証止フラグ	個人除外事由日	

資格情報（個人）				
記号番号	住民番号	世帯番号	氏名	性別
生年月日	続柄	郵便番号	住所	電話番号
異動事由	異動日	届出日	資格区分	マル退区分
国保続柄	住民区分	資格証区分	特例区分	介護資格区分
要介護状態	適用除外フラグ	適用除外該当日	適用除外削除日	納付義務者住民番号
納付義務者氏名	資格証除外処理日	資格証区分除外事由	不現住表示	不現住処理日
交付処理日	交付処理区分	証種別	認定期由	高齢割合
認定期日	有効期限	交付取扱場所	回収日	回収区分
回収取扱場所	高齢証喪失事由	高齢証喪失日		
国籍コード	通称名	併記名	在留資格	在留期間満了日
本籍地	本籍地筆頭者			

賦課情報（世帯）				
年度	記号番号	賦課期日	過年度表示	介護賦課表示
介護賦課過年度表示	介護適用除外表示	特徴区分	合算期別保険料	合算均等割
合算所得割	合算前年	合算前々年	合算過年度	合算保険料計
合算マル退均等割	合算マル退所得割	合算マル退前年	合算マル退前々年	合算マル退過年度
合算マル退保険料計	国保期別保険料	国保均等割	国保所得割	国保前年
国保前々年	国保過年度	国保保険料計	国保マル退均等割	国保マル退所得割
国保マル退前年	国保マル退前々年	国保マル退過年度	国保マル退保険料計	支援期別保険料
支援均等割	支援所得割	支援前年	支援前々年	支援過年度
支援保険料計	支援マル退均等割	支援マル退所得割	支援マル退前年	支援マル退前々年
支援マル退過年度	支援マル退保険料計	介護期別保険料	介護均等割	介護所得割
介護前年	介護前々年	介護過年度	介護保険料計	介護マル退均等割
介護マル退所得割	介護マル退前年	介護マル退前々年	介護マル退過年度	介護マル退保険料計
普徴分期別保険料	特徴分期別保険料	支払区分	特徴支払切替事由	特徴支払切替日
減額賦課表示	減免表示	本算定保留表示	処理日	発付日
確定発付区分	返戻日	公示日	送達日	再出力日
人数	算定基礎額	介護人数	介護算定基礎額	異動事由
納期限				

賦課情報（個人）				
記号番号	住民番号	賦課期日コード	賦課コード	賦課権発生日
賦課権消滅日	介護賦課期日	介護賦課権発生日	介護賦課権消滅日	介護適用除外該当
軽減特例住民番号	軽減特例適用状況	相当年度	所得判明区分	所得判明日
住民税均等割	住民税所得割	住民税合計	課税標準額	総所得金額
軽減基準所得	旧但し書き所得	公的年金収入	給与収入	専従者給与
譲渡特別控除前所得	譲渡特別控除後所得	純損失繰越控除額	雑損失繰越控除額	純収入額
低I用総所得				

収納情報（世帯）				
年度	記号番号	滞縫KEY	合算調定額	国保調定額
一部縫越期別	一部縫越調定額	マル退調定額	支援調定額	支援マル退調定額
介護調定額	介護マル退調定額	普徴分調定額	特徴分調定額	旧年度会計純収入額
納付額	未納額	歳入過誤納	歳出過誤納	充当額
歳出充当額	還付額	歳出還付額	歳入充当還付マル退	歳出充当還付マル退
マル退納入額	歳入充当還付支援	歳出充当還付支援	支援納入額	歳入充当還付介護
歳出充当還付介護	介護納入額	収納状況表示	完納表示	督促表示
督促該当月	督促公示表示	督促公示該当月	会計年度	収納処理日
領収日	収納種別	徴収制度区分	取消区分	収納金額
収納区分	口座区分	収納期別	充當年度	充当記号番号
徴収制度区分充当	過誤納マル退	過誤納支援	過誤納介護	還付執行区分
還付執行日	還付通知日	還付公示日	過誤納確定未処理	時効処理日
時効表示	期別時効額	口座処理日	口座処理事由	金融機関番号
口座種別	口座番号	口座名義人	口座開始年月	不能回数
停止区分	延滞金			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報（個人）				
年度	記号番号	住民番号	特徴対象者フラグ	レコード区分
自治体コード	特徴義務者コード	通知内容コード	特徴制度コード	作成日
基礎年金番号	年金コード	生年月日	性別	氏名
住所	郵便番号	通知内容区分	処理結果	通知内容日
通知内容金額	共済年金証書番号	介護保険者番号	介護住民区分	介護住民番号
介護住所地特例	介護補足日	介護特徴フラグ	介護特徴金額	特徴期別
判定区分	更新日			

滞納処分情報				
年度	記号番号	処理日	処理区分	処分期別
処分金額	執行停止該当条項	処分財産	他参加表示	解除日
解除事由	給付制限事由	滞納表示		
勤務先名称	勤務先所在地	勤務先電話番号	勤務先事業種別	処分コード
処分理由	処分番号	徴収猶予開始日	徴収猶予終了日	徴収猶予事由
訪問日時	交渉日時	交渉場所	交渉相手氏名	交渉内容
帳票発行記録	分納誓約日	分納保険料範囲	分納回数	分納納付状況
分納不履行状況	分納取消日	財産調査実施記録	財産内容	

給付情報（付加給付・療養等給付）				
記号番号	付加給付種別	付加給付受付日	付加給付受付場所	付加給付支給区分
住民番号	住登外発生日	支給場所	銀行支店名	付加給付支給日
給付制限種別	制限対象給付	給付番号	保険者番号	他保取得日
他保記号番号	特定認定日	公害認定日	給付該当種別	給付該当受付日
給付該当処理日	給付該当期間	給付該当額	給付該当受診年月	給付該当決定番号
給付該当医療機関	給付高額番号	特記事項フラグ	高額受診年月	高額通知日
高額支給額	高額支給方法	高額受付日	高額決定日	高額支払日
高額処理区分	高額委任払フラグ			
レセプト区分	保険者番号	処理年月	点数表	受診種別
給付コード	受診年月	療養取扱機関	性別	生年
診療開始日	転帰	診療日数	決定金額	減免金額
特記コード	高額コード	特殊コード	割引コード	公費法制
公費府県	公費負担番号	受給者番号	日数	公費分決定金額
公費分負担額	公費分一部負担額	初診回数	再診回数	指導料
調基有無	国保食事日数	国保食事金額	国保食事負担額	公費食事日数
公費食事金額	公費食事負担額	高齢一部負担金	処理年月	処理区分
当月入力	世帯高額区分	資格取得日	資格喪失日	マル退表示
マル退区分	マル退認定	マル退削除	異動事由	異動日
生年月日	年齢区分	負担割合	全国共通KEY	処方箋交付機関
高額通知日	高額更新日	氏名	生年月日	世帯高額区分
高額高額区分	一部負担額	自己負担額	公費高額	公費負担額
現物給付額	公費区分	加算フラグ	制度移行特例	高齢決定額
高齢一部負担額	高齢自己負担額	高齢公費高額	高齢公費負担額	高齢既支給額
高齢現物給付	高齢償還額	世帯決定額	世帯一部負担額	世帯公費高額
世帯公費負担額	世帯既支給額	世帯償還額	外来高額フラグ	高齢高額フラグ
世帯高額フラグ	金融機関番号	口座種別	口座番号	口座名義人

給付情報（不当利得）				
年度	記号番号	処理年月	戻入一般請求額	戻入一般旧会計收入
戻入一般調定額	戻入一般収納額	戻入一般未納額	戻入一般処理額	戻入一般収納事由
戻入一般収納処理日	戻入マル退請求額	戻入マル退旧会計收入	戻入マル退調定額	戻入マル退収納額
戻入マル退未納額	戻入マル退処理額	戻入マル退収納事由	戻入マル退収納処理日	戻納一般請求額
返納一般旧会計收入	返納一般調定額	返納一般収納額	返納一般未納額	返納一般処理額
返納一般収納事由	返納一般収納処理日	返納マル退請求額	返納マル退旧会計收入	返納マル退調定額
返納マル退収納額	返納マル退未納額	返納マル退処理額	返納マル退収納事由	返納マル退収納処理日
完納表示	通知書経過事由	通知書発付日	督促状経過事由	督促状発付日
催告書経過事由	催告書発付日	レセプト区分	住民番号	医療機関番号
受診年月	点数表	受診種別	給付コード	法制番号
診療日数	決定金額	納入費用額	保険者負担額	一部未納額
公費負担額	食事回数	食事金額	食事負担額	審査年月
取扱判定	集計表示			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

他所管課情報（参照のみ）				
区民年月日	住定年月日	前住所地		
税目区分	課税番号	扶養者住民番号	配偶者住民番号	通知書発付年月日
課税区分	非課税区分	配偶者専従	その他専従人数	本人専従
営業所得	農業所得	その他事業所得	不動産所得	利子所得
配当所得	給与支払額	給与所得	公的年金支払額	雑所得
総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	一時所得	総合譲渡・一時所得	分離短期譲渡所得
分離長期譲渡所得	株式等譲渡所得	分離配当所得	先物取引所得	山林所得
退職所得	居住用譲渡損失	合計所得金額	繰越損失	総所得金額
総所得金額等	所得控除合計	青色申告特別控除額	専従者給与収入額	区民税所得割
区民税均等割	都民税所得割	都民税均等割	年税額	減免後年税額

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓口における資格・賦課情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ◆上記以外の入手（代理人や郵送による届出など）においては、氏名・生年月日・住所及び記号番号により対象者であることを確認している。なお、代理人の本人確認については、身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により行っている。 ◆届出書等の内容を国保情報トータルシステムへ入力後、届出書等と入力内容との照合を複数人で行っている。 ◆府内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間で使用している共通KEY（住民番号）により対象者以外の情報が入手できない仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な情報のみ記載する届出書等の様式を新宿区国民健康保険条例施行規則で定め、被保険者等が不必要的情報を記載しないよう記載見本を作成し注意喚起している。 ◆必要な書類以外は添付・複写しないようにしている。 ◆国保情報トータルシステムの入力画面においては、国民健康保険事務と関連しない項目を登録することができない仕組みとなっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種届出書等に題名を明記するほか、被保険者等に対し口頭又は案内文により利用目的・利用方法を十分に説明している。 ◆代理人による資格・賦課情報の入手においては、被保険者等からの委任状を提出してもらい本人同意を確認し、代理人本人から身分証明書（官公庁発行のものに限る）を提示してもらい本人確認を行っている。 ◆国保情報トータルシステムにおいて、国民健康保険事務と関連しない項目は入手できない仕組み及び不適切な操作ができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓口における資格・賦課情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により本人確認を行っている。 ◆上記以外の入手（代理人や郵送による届出など）においては、国保情報トータルシステムにより氏名・生年月日・住所及び記号番号を参照し、本人確認を行っている。なお、代理人の本人確認については、身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により行っている。 ◆府内連携により入手する住民情報・税務情報については、入手元の各業務において本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人番号カード、又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）との照合により、真正性を確認している。 ◆上記の方法による確認ができない場合は、住民登録システム・住基ネットCS又は団体内統合宛名等システムでの照合により、真正性を確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆入手した情報の入力・削除及び訂正を行う際に、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ◆国保情報トータルシステムにおいて、原則月1回は各情報間の整合性をチェックし、誤りがあれば職権により適宜修正することで正確性を確保している。 ◆窓口において被保険者証等の交付や納付書を発行する場合は、その場で被保険者等に記載内容を確認してもらうことで正確性を確保している。 ◆資格・賦課情報については、当該情報に変更が生じた際には速やかに届出するよう口頭又は案内文により被保険者等に説明している。

その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>◆窓口においては、近隣の第三者へ漏えいしないよう仕切りパネルを設置している。</p> <p>◆届出書等は、入力及び照合した後にキャビネット又は倉庫に施錠保管している。</p> <p>◆郵送による届出を勧奨する場合には、医療保険年金課の住所宛先が記載された返信用封筒を使用するよう案内することで誤配達の防止に努めている。</p> <p>◆府内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間のみでの通信に限定するための対策を施している。</p>					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
その他の措置の内容	-					
3. 特定個人情報の使用						
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名等システムは、権限が無い者によるアクセスができないほか、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた事務を行う部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みとなっている。また、他業務システムからは端末ID・ユーザーIDによりアクセス権限を判断し国保情報トータルシステムにアクセスできない仕組みとなっている。					
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>◆国保情報トータルシステムは、府内連携により住民情報システム及び税務情報トータルシステムの国民健康保険事務に関する情報へのみアクセスできる仕組みとなっている。</p> <p>◆国保情報トータルシステムと滞納整理支援システムは、府内連携システムを経由したデータ授受のみで、直接システムにはアクセスできない仕組みとなっている。</p> <p>◆滞納整理支援システムと電話催告システムは、お互いの共有フォルダを使用したデータ授受のみで、直接システムにはアクセスできない仕組みとなっている。</p>					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない			
具体的な管理方法	各システムにおいて、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。					
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>◆正規職員については、人事異動情報に基づいたアクセス権限の発効・失効を設定している。</p> <p>◆非正規職員については、雇用開始前に担当事務における各システム使用の有無を確認し、有効期限（最大雇用期間終了日）を設定しアクセス権限を発効している。なお、有効期限前に雇用終了となった場合には、速やかにアクセス権限を失効させている。</p> <p>※アクセス権限の設定については、医療保険年金課長が情報政策課長へ申請し、情報政策課長が承認している</p>					
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>◆担当業務（係）別のアクセス権限表を作成し、不要な権限を付与しないよう管理している。</p> <p>また、必要に応じアクセス権限表を見直している。</p> <p>◆アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。</p>					

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<p>◆国保情報トータルシステムでは、ユーザID及び使用端末も含め登録・削除・参照・照会・回答のログを記録・管理し、履歴を7年間保管している。</p> <p>◆滞納整理支援システム及び電話催告システムでは、アクセス及び操作内容のログを記録・管理し、履歴を無期限保管している。</p> <p>◆上記ログについては、隨時各システムにおいて確認できる仕組みとなっている。</p>				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>◆各システムにおいてログを記録し、不正使用した場合には特定可能であることを職員（非正規職員を含む）に周知し、業務外での使用を抑止している。なお、記録されたログは7年間保管している。</p> <p>◆上記ログについては、隨時各システムにおいて確認できる仕組みとなっている。</p> <p>◆職員に対しては、年1回個人情報保護に関する研修及び情報セキュリティ自己チェックを実施している。</p> <p>◆非正規職員に対しては、契約時に業務上知り得た情報の業務外使用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせている。</p> <p>◆委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>◆権限を与えられた者以外は、外部媒体への複製ができない仕組みとなっている。</p> <p>◆各システムにおいて操作ログを記録し、不正に複製された場合には特定可能であること職員（非正規職員を含む）に周知し、不正複製を抑止している。なお、記録されたログは7年間保管している。</p> <p>◆職員に対しては、年1回個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要的情報の複写・複製の禁止等について指導している。</p> <p>◆バックアップファイルの作成・取得は、入退室管理している室内において権限を与えられた者のみの作業に限定されている。</p> <p>◆委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>◆一定時間操作が行われていない場合には、スクリーンセーバー等の画面ロックにより情報を非表示にしている。</p> <p>◆端末のディスプレイを来庁者等から見えない（見られない）位置に設置している。</p> <p>◆画面ハードコピーは事務処理上必要な範囲にとどめるよう、職員（非正規職員を含む）に周知・徹底させている。</p>					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない					
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク					
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク					
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク					
委託契約終了後の不正な使用等のリスク					
再委託に関するリスク					
情報保護管理体制の確認	契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、仕様書によりプライバシーマーク使用許諾証等の提示又は写しの提出を求めている。				
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない			
具体的な制限方法	<p>◆作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させている。</p> <p>◆セキュリティゲートにより作業室への入退室を管理している。</p> <p>◆操作ログ及びシステム保守における作業記録を残し、不正使用がないことを確認している。なお、記録されたログは7年間保管している。</p>				

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	◆セキュリティゲートにより作業室への入退室を管理している。 ◆操作ログ及びシステム保守における作業記録を残し、不正使用がないことを確認している。 なお、記録されたログは7年間保管している。				
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆契約書において、業務上知り得た個人情報等の第三者への提供禁止（守秘義務）を定めている。 ◆原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合を除き再委託を禁止している。 ◆作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。				
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆契約書において、業務上知り得た個人情報等の目的外利用・複製及び持出しの禁止を定めている。（契約終了後についても徹底するよう明記） ◆作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。				
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆契約書において、契約終了後に返還又は消去するよう定めている。 ◆書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	◆業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲で公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。 ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならない。 ◆業務に関して知り得た個人情報は、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。 ◆業務で取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。 ◆収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。 ◆個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。 ◆この契約の終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。 ◆事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅延なくその状況について書面をもって報告すること。 ◆必要に応じて個人情報の取り扱い状況の報告を行い、又は立入調査等の監査を受けること。 ◆従業者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施し、新宿区個人情報保護条例について周知すること。				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	—				
他の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより新宿区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	府内連携による情報の移転（新宿区教育委員会への提供も含む）は、ユーザIDも含め全てログを記録し、7年間保管している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆府内連携による情報の移転（新宿区教育委員会への提供も含む）は、番号法第19条第9号に基づく条例で定められた事務・情報のみ認めている。 ◆事前に移転先から利用申請を提出してもらい、その内容を審議の上承認している。 ◆情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は、速やかに新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講じている。
他の措置の内容	国保情報トータルシステムでは、不正な移転・提供が行われないよう、端末ID及びユーザーIDにより該当事務を判定し、画面展開も含め移転先・移転項目等のアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	◆府内連携による情報の移転（新宿区教育委員会への提供も含む）は、ユーザIDも含め全てログを記録することで、不適切な方法で移転が行われることを防止している。なお、記録されたログは7年間保管している。 ◆提供／移転前に、提供／移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	◆国保情報トータルシステムで情報の入力・削除及び訂正を行う際、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ◆府内連携では、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、予め移転元から承認された相手及び該当情報しか移転できないように制御されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>◆情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報照会を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>◆中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>◆中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>◆中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離とともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ◆既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ◆情報照会者が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ◆中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ◆中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ◆中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ◆情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報提供者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ◆特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ◆中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ◆中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>（※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ◆中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク								
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>◆情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への計を情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>◆情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>◆情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>							
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>							
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>◆中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>◆情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>◆中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>◆中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>◆中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>◆特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>								
7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない</p> <p>2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない</p>							
②安全管理体制	<p>[十分に整備している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない</p> <p>2) 十分に整備している</p>							
③安全管理規程	<p>[十分に整備している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない</p> <p>2) 十分に整備している</p>							
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない</p> <p>2) 十分に周知している</p>							
⑤物理的対策	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>2) 十分に行っている</p>							
具体的な対策の内容	<p>◆通常業務使用する端末自体には、特定個人情報を保管していない。</p> <p>◆サーバー及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外は入室させない。</p> <p>◆セキュリティ区域は通常時は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</p> <p>◆セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</p> <p>◆サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災・水害・ほこり・振動・温度・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、万が一、火災・水害等の災害が発生した場合に備え異常を知らせる自動監視装置を設置している。</p> <p>◆紙媒体・電子記録媒体については、事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p>							

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
	◆新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。 ◆振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。 ◆ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ◆導入しているOS及びミドルウェアには、最新のセキュリティパッチのリリース後、速やかに適用作業を実施している。						
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない					
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					
その内容	—						
再発防止策の内容	—						
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない					
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様、セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管し、安全管理措置を実施している。						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である					
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスクに対する措置の内容	国保情報トータルシステムにおいて、原則月1回は各情報間の整合性をチェックし、必要に応じて最新情報への更新を行っているため、古い情報のまま保存され続けることはない。						
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である					
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない					
手順の内容	◆原則、国保資格喪失後5年を経過したデータファイルについては、国保情報トータルシステムの機能にて一括で削除している。（隔年作業） ◆文書管理基準表により保存期間を確認し、保存期間を経過した紙媒体の特定個人情報については、溶解・焼却・細断等により廃棄している。						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である					
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	【当区における措置】 ◆特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書に記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。 ◆「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	【当区における措置】 ◆内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。 ◆外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うものとしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	【当区における措置】 ◆「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回は実施し、個人情報保護に係る意識向上を図っている。 ◆特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は、受託業者はその損害を賠償することが定められている。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ◆中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ◆中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うものとしている。

3. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーに高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話：03-5273-3880（直通）	
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
特記事項	代理人による請求があった場合は、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口にて提示してもらう。	
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法：開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、交付費用が必要となる)</p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	◆国保情報トータルシステムファイル ◆滞納整理支援システムファイル ◆電話催告システムファイル	
公表場所	新宿区役所本庁舎4階 健康部医療保険年金課	
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話：03-5273-3880（直通）	
②対応方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に定めるところにより、郵送・ファックス・窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報しんじゅく」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、医療保険年金課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状況においていた。
②実施日・期間	平成27年7月15日から平成27年8月13日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	社会保障・税番号制度における区の取り組みについて。
⑤評価書への反映	評価書へ反映する具体的な意見内容はなし。 寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明